

2 0 0 9

東京の工業

(平成 21 年工業統計調査報告)



ま　え　が　き

工業統計調査（経済産業省所管）は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的として、製造業に属する事業所を対象にして、毎年12月31日現在で実施している重要な統計調査です。

平成21年工業統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施しました。この報告書は、平成21年調査結果の東京都分について、主要項目を独自に集計・編集したもので、東京都のホームページにおいても公表しています。

収録した集計事項については、国や都道府県、区市町村における産業振興施策の基礎資料をはじめとして、企業の経営指針、大学や研究機関の経済分析、小・中・高等学校の教育資料などに幅広く御活用いただけるよう努めました。

今後とも報告書を御活用いただくとともに、一層の充実、改善のため、皆様の御意見をお寄せいただければ幸いです。

この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所の皆様をはじめ、関係団体、調査に直接携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

なお、平成23年の工業統計調査は、平成24年経済センサス・活動調査（平成24年2月実施予定）として行われます。こちらの調査にも従前と同様のご理解をお願いいたします。

平成23年2月

東京都総務局統計部長

三田村 みどり

目 次

利用上の注意	1
結果の概説	
1 概 要	12
(1) 概 况	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
(4) 地域別の状況	
2 事業所数	17
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
3 従業者数	18
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 従業者就業形態別の状況	
4 製造品出荷額等	20
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
5 付加価値額	22
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 付加価値率(従業者30人以上)	
6 現金給与総額	24
(1) 現金給与総額の推移	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
7 原材料使用額等	26
(1) 原材料使用額等の推移	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
(4) 原材料率(従業者30人以上)	

8 生産額(従業者30人以上)	28
(1) 生産額の推移	
(2) 産業別の状況	
9 在庫額(従業者30人以上)	30
(1) 年末在庫額の推移	
(2) 産業別の状況	
(3) 在庫率	
10 有形固定資産投資総額(従業者30人以上)	31
(1) 有形固定資産投資総額の推移	
(2) 産業別の状況	
11 リース契約額及び支払額(従業者30人以上)	32
12 工業用地及び工業用水(従業者30人以上)	32
(1) 工業用地	
(2) 工業用水	
13 全国と東京都の比較	35
(1) 主要項目の状況	
(2) 製造品出荷額等の状況	
参考図	
工業統計地図	38
付 表	
1 産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	42
2 従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	42
3 区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	44
4 産業中分類別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上) ..	46
5 従業者規模別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上) ..	46
6 区市町村別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上) ..	48
7 産業中分類別現金給与総額及び原材料使用額等(従業者4人以上)	50
8 従業者規模別現金給与総額及び原材料使用額等(従業者4人以上)	50
9 産業中分類別在庫額(従業者30人以上)	51
10 産業中分類別付加価値率、原材料率及び在庫率(従業者30人以上)	51
11 産業中分類別生産額、有形固定資産投資総額、リース契約額及びリース支払額 (従業者30人以上)	52
12 産業中分類別工業用地及び工業用水(従業者30人以上)	52
13 産業中分類別1事業所当たり敷地面積・総用水量(従業者30人以上)	53

14 産業中分類、従業者就業形態別従業者数(従業者4人以上)	54
15 年次、産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者4人以上)	55
16 年次、従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者4人以上)	57
17 年次、区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者4人以上)	58
18 区市町村、産業中分類別事業所数(従業者4人以上)	62
19 区市町村、産業中分類別製造品出荷額等(従業者4人以上)	64
20 都道府県別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	66

統 計 表

第 1 表 産業細分類別統計表(従業者4人以上の事業所)	統- 2
第2-1-a表 産業小分類別統計表(従業者30人以上の事業所)	統- 30
第2-1-b表 産業小分類別統計表(従業者30人以上の事業所)	統- 38
第2-2表 産業小分類別統計表(従業者4~29人の事業所)	統- 46
第3-1表 産業中分類、従業者規模別統計表(従業者4人以上の事業所)	統- 54
第3-2表 産業中分類、従業者規模別統計表(従業者30人以上の事業所)	統- 62
第 4 表 区市町村、産業小分類別統計表(従業者4人以上の事業所)	統- 68
第5-1-a表 区市町村、産業中分類別統計表(従業者30人以上の事業所)	統-272
第5-1-b表 区市町村、産業中分類別統計表(従業者30人以上の事業所)	統-298
第5-2表 区市町村、産業中分類別統計表(従業者4~29人の事業所)	統-324
第6-1表 区市町村、従業者規模別統計表(従業者4人以上の事業所)	統-368
第6-2表 区市町村、従業者規模別統計表(従業者30人以上の事業所)	統-386
第 7 表 品目別統計表(従業者4人以上の事業所)	統-400
第8-1表 産業中分類、従業者規模別工業用地及び工業用水統計表 (従業者30人以上の事業所)	統-420
第8-2表 区市町村別工業用地及び工業用水統計表(従業者30人以上の事業所)	統-426
第 9 表 産業中分類、経営組織及び資本金階層別統計表(従業者4人以上の事業所)	統-428

付 錄

工業統計調査規則	付- 2
工業調査票甲	付- 6
工業調査票乙	付- 8
統計資料利用の御案内	付-10
統計書の御案内	付-11

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区分	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産額	生産額	在庫額	リース額	工業用地額	工業用水額	(掲載頁)
第 1 表	4人以上	産業細分類	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 2
第 2-1-a 表	30人以上	産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統- 30
第 2-1-b 表	30人以上		○							○	○	○	○			統- 38
第 2-2 表	4~29人		○	○	○	○	○		○							統- 46
第 3-1 表	4人以上	産業中分類 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 54
第 3-2 表	30人以上		○							○	○	○	○			統- 62
第 4 表	4人以上	区市町村 産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統- 68
第 5-1-a 表	30人以上	区市町村 産業中分類	○	○	○	○	○	○	○							統-272
第 5-1-b 表	30人以上		○							○	○	○	○			統-298
第 5-2 表	4~29人		○	○	○	○	○		○							統-324
第 6-1 表	4人以上	区市町村 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						統-368
第 6-2 表	30人以上		○							○	○	○	○			統-386
第 7 表	4人以上	品目	○				○									統-400
第 8-1 表	30人以上	産業中分類 従業者規模	○										○	○		統-420
第 8-2 表	30人以上	区市町村	○										○	○		統-426
第 9 表	4人以上	産業中分類 経営組織 資本金階層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				統-428

利 用 上 の 注 意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される調査である。

(3) 調査の期日

平成21年工業統計調査は、平成21年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類による「大分類E－製造業」に属する事業所のうち、製造・加工又は修理を行っている事業所を対象とする。ただし、国の事業に属する事業所を除く。

西暦末尾0、3、5、8年については全事業所、それ以外の年には従業者4人以上の事業所を対象としている。

平成21年(2009年)は、4人以上の事業所を対象に実施した。

(5) 調査の種類及び方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者(事業所の管理責任者(本社一括調査企業に属する事業所にあっては、本社一括企業を代表する者))の自計報告により行っている。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末(付録)の工業調査票甲及び乙のとおりである。

2 統計表及び付表の項目説明

(1) 事業所数

平成21年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成21年12月31日現在の数値である。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者並びに臨時雇用者をいうが、従業者総数には、臨時雇用者は含めない。

① 常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、雇用期間がア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務に携わっていない個人事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

平成21年1年間に常用労働者のうち雇用者(「正社員・正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う)に対して支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額

との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成21年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費(外注加工費)、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費(外注加工費)とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 原材料率

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{製 品 出 荷 額 等} + (\text{製 品 年 末 在 庫 額} - \text{製 品 年 初 在 庫 額}) + (\text{半 製 品 及 び 仕 挂 品 年 末 価 額} - \text{半 製 品 及 び 仕 挂 品 年 初 価 額)} - (\text{消 費 税 を 除 く 内 国 消 費 税 額}(*1) + \text{推 計 消 費 税 額}(*2)) \times 100$$

- ⑥ 統計表「第2-1-a表」及び「第5-1-a表」の表頭の「原材料使用額等」については、19年調査から追加された「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」について表章していないため、「うち原材料使用額」～「うち委託生産費」の合計と「原材料使用額等」の「総額」とは一致しない。

(5) 製造品出荷額等

平成21年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。)を、平成21年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
 - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成21年中に返品されたものを除く。)
- ② 製造品出荷額は、工場出荷金額によっている。ただし、次のものは、それぞれ下記の金額による。
 - ア 消費税及び消費税を除いた内国消費税(*1)を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷金額
 - イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷金額
- ③ 加工賃収入額とは、平成21年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

- ① 事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。

- ② 在庫率

$$\text{在 庫 率} = \frac{\text{製 品 年 末 在 庫 額} + \text{半 製 品 及 び 仕 挂 品 年 末 在 庫 額}}{\text{生 产 額}(*3) - (\text{消 費 税 を 除 く 内 国 消 費 税 額}(*1) + \text{推 計 消 費 税 額}(*2))} \times 100$$

(7) 有形固定資産の額

平成21年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物等 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

ウ 機械等 機械及び装置(附属設備を含む。)

エ 備品等 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

- ② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

- ③ 建設仮勘定

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

建設仮勘定の差引増減＝増(増加額)－減(減少額)

- ④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額+建設仮勘定の差引増減

(8) リース契約による契約額及び支払額

- ① リースとは賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。
- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成21年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。
- ③ リース支払額とは、平成21年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 付加価値額(粗付加価値額)

以下の算式により算出し、表章している。

- ① 従業者30人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料使用額等(*4) - 減価償却額

- ② 従業者10~29人(*5)

ア 西暦末尾0、5年

上記算式により算出している。

イ 西暦末尾0、5年以外の年

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額(*1) + 推計消費税額(*2))
- 原材料使用額等(*4)

- ③ 従業者9人以下(*6)

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額(*1) + 推計消費税額(*2))
- 原材料使用額等(*4)

- ④ 付加価値率

付加価値率 = $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額(*1)} + \text{推計消費税額(*2)})} \times 100$

*1 消費税を除く内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(旧地方道路税を含む)の納付税額又は納付すべき税額の合計

- *2 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。
- *3 生産額=製造品出荷額+加工賃収入額+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛け品年初価額)
- *4 原材料使用額等=原材料使用額+燃料使用額+電力使用額+委託生産費(外注加工費)+製造等に関連する外注費+転売した商品の仕入額
- *5 従業者10~29人の事業所は、西暦末尾0、5年のみ製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛け品の年初及び年末価額並びに減価償却額について調査するため、付加価値額を算出、西暦末尾0、5年以外の年は、粗付加価値額を算出している。
- *6 従業者9人以下の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛け品の年初及び年末価額並びに減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。

(10) 工業用地

事業所敷地面積は、平成21年12月31日現在において、事業所が使用(賃借を含む。)している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、へい、さくなどにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

(11) 工業用水

① 淡水用水量

ア 水源別用水量

(ア) 公共水道

都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

飲用に適しない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水をいう。

一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道(上水道)から取水した水をいう。

(イ) 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水

(ア)、(イ)以外の淡水であって(エ)の回収水にも属さないものをいう。例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいう。

事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水をいう。回収装置(冷却塔、戻水池、沈殿池、循環装置など)を通すかどうかの有無は問わない。

(エ) 回収水

イ 用途別用水量

(ア) ポイラ用水

ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。

(イ) 原料用水

製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗浄用に使用した水をいう。

冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水をいう。

温調用水は、工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水をいう。

(ウ) 製品処理用水・洗浄用水

(ア)～(エ)以外の水で、従業者の飲料水、雑用水などをいう。

(エ) 冷却用水・温調用水

(オ) その他(飲料水、雑用水を含む)

② 海水用水量

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200ppm以上の水をいう。

(12) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

- ① 会社とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社をいう。

② 組合、その他の法人(以下「組合・その他」という。)とは、法律の規定によって法人格を認められた事業を経営する組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。

③ 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。

(13) 資本金額又は出資金額

平成21年12月31日現在で払込済みの資本金の額又は出資金の額である。

(14) 単位当たりの算式

① 1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額

1事業所当たり従業者数=従業者数(臨時雇用者を除く。以下同様)÷事業所数

$$1\text{事業所当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$

$$1\text{事業所当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{事業所数}$$

② 1従業者当たり製造品出荷額等及び付加価値額

$$1\text{従業者当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$$

$$1\text{従業者当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{従業者数}$$

③ 常用労働者1人当たり現金給与総額

$$\text{常用労働者1人当たり現金給与総額} = \text{現金給与総額} \div \text{常用労働者数}$$

3 産業分類等

- (1) 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類に準拠(一部統合し使用しているものもある)している。「大分類E－製造業」に属する事業所を、中分類(2桁)、小分類(3桁)、細分類(4桁)の3段階に分類している。各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の格付けを行うために設定した製造品分類(6桁)で分類している。
- (2) 産業別に集計するための産業格付の方法は、次のとおりである。
- ① 製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目番号(6桁)の上4桁で産業細分類を決定する。品目が複数の場合は、品目番号の上2桁(中分類)が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいものに決定し、その2桁(中分類)の中で、上記と同様の方法で3桁(小分類)、4桁(細分類)を決定し、最終的な産業格付とする。
- ② 上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定するものがある。その産業とは、「中分類22－鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業(転炉・電気炉を含む)」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。
- (3) 統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業格付とは無関係に、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。
- (4) 統計表中、「中分類18－プラスチック製品製造業(別掲を除く。)」の別掲は、〈別表1〉のとおり分類される。
- (5) 結果の概説及び付表における産業名の略称については、〈別表2〉のとおりである。
- (6) 日本標準産業分類の第11回改定(平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用)が実施され、旧小分類「新聞業」「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、平成13年以前の数値は、「新聞業」「出版業」に格付けされた事業所を除いて比較している。

- (7) 日本標準産業分類の第12回改定(平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用)が別表3のとおり実施された。

4 符号等

- (1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」 …… 表章単位未満（増減なし、0.5又は0.05未満）
「-」 …… 皆無又は該当数値なし
「...」 …… 不詳（未調査のため数値が得られないもの）
「△」 …… マイナスの数値
「x」 …… 秘匿数値

注： 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

なお、従業者数については、平成17年9月以降の公表については秘匿を解除した。

- (2) 表示されている単位未満は、四捨五入している。そのため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。また、表中の製造品出荷額等及び付加価値額の増減数は、単位未満を四捨五入している数値を差し引きして算出しているため、単位(円)の異なる表及び付表等においては、上記の増減数が相違する場合がある。なお、表及び付表等における実数以外の数値は、単位未満の数値を四捨五入したもので計算している。

5 その他

- (1) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。
(2) 平成19年調査から、製造業を営む事業所における製造以外の活動についても把握するため、調査項目の追加等が行われた。このため、時系列に不連続を生じているが、本報告書においては、製造業の実態を出来るだけ的確に捉える観点から、調査によって得られた数値のままであるので注意されたい。

(問い合わせ先)

東京都総務局統計部産業統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5321)1111(代) 内線25-581～586

ダイヤルイン 03(5388)2544

〈別表1〉

プラスチック製品製造業に分類されない製造品

製造品名	細分類等
家具・装備品	13 家具・装備品
プラスチック製版	1521 製版
写真フィルム(乾板を含む)	1695 写真感光材料
手袋	2051 皮製手袋(合成皮革製を含む)
耐火物	2115 耐火物製造業
と石	2179 その他の研磨材・同製品
模造真珠	2199 他に分類されない窯業・土石製品
目盛りのついた三角定規	2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具
注射筒	2741 医療用機械器具
義歯	2744 歯科材料
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(贵金属・宝石製を除く)	322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(贵金属・宝石製を除く)
かつら	3229 その他の装身具・装飾品
時計側	3231 時計・同部分品
楽器	324 楽器製造業
がん具・運動用具	325 がん具・運動用具製造業
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
漆器	3271 漆器
畳	3282 畳
うちわ・扇子・ちょうちん	3283 うちわ・扇子・ちょうちん
ほうき、ブラシ	3284 ほうき・ブラシ
喫煙用具(贵金属・宝石製を除く)	3285 喫煙用具(贵金属・宝石製を除く)
洋傘・和傘・同部分品	3289 その他の生活雑貨製品
魔法瓶	3289 その他の生活雑貨製品
看板、標識機	3292 看板・標識機
パレット	3293 パレット
モデル、模型	3294 モデル・模型
工業用模型	3295 工業用模型
レコード	3296 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)
眼鏡	3297 眼鏡(枠を含む)

〈別表2〉

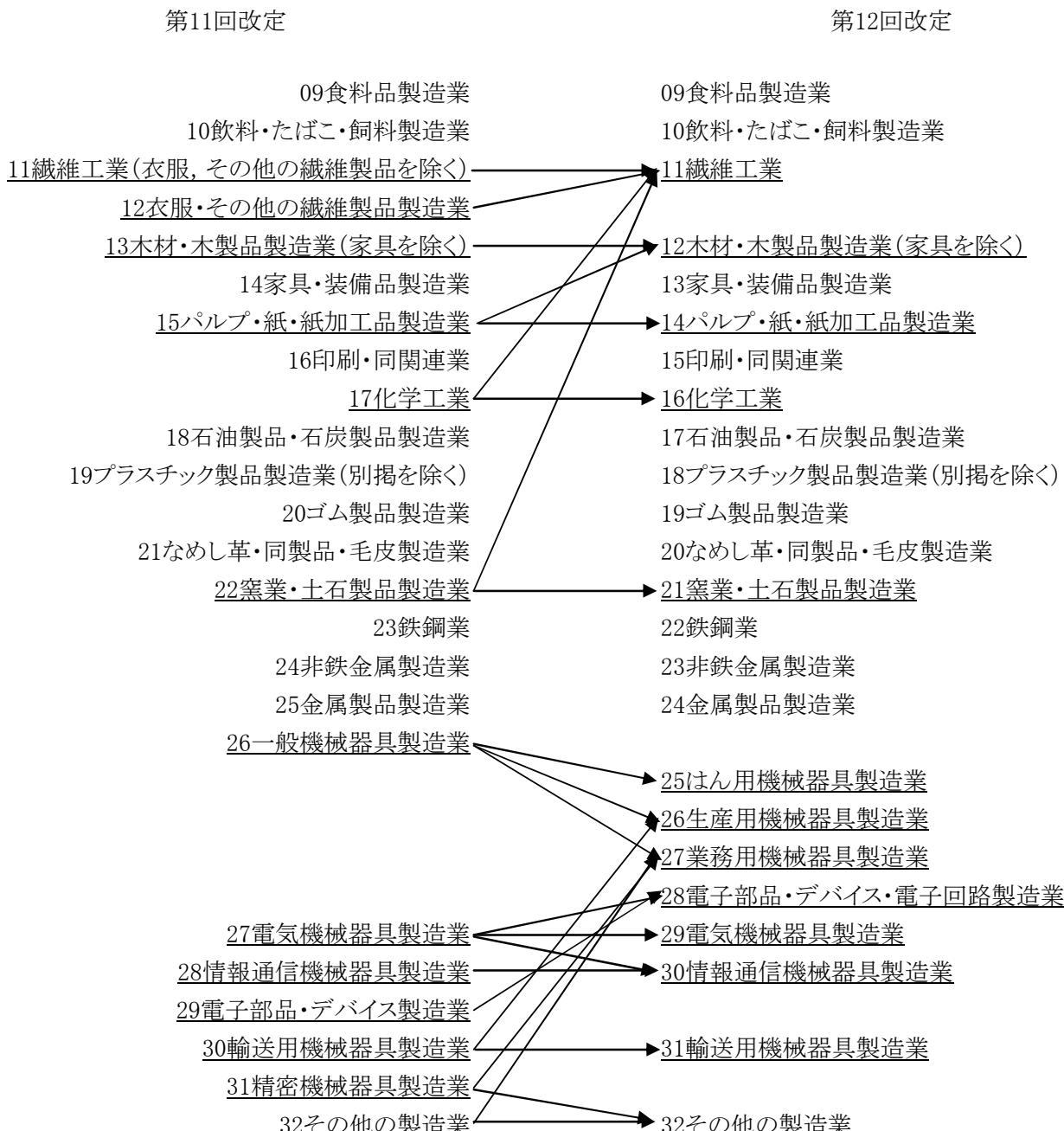
産業分類略称一覧

産業分類番号	産業中分類名	略称
0 9	食料品製造業	食料品
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
1 1	繊維工業	繊維工業
1 2	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
1 3	家具・装備品製造業	家具・装備品
1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
1 5	印刷・同関連業	印刷・同関連業
1 6	化学工業	化学工業
1 7	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
1 8	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
1 9	ゴム製品製造業	ゴム製品
2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
2 1	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
2 2	鉄鋼業	鉄鋼業
2 3	非鉄金属製造業	非鉄金属
2 4	金属製品製造業	金属製品
2 5	はん用機械器具製造業	はん用機械
2 6	生産用機械器具製造業	生産用機械
2 7	業務用機械器具製造業	業務用機械
2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
2 9	電気機械器具製造業	電気機械
3 0	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
3 1	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
3 2	その他の製造業	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。

〈別表3〉

日本標準産業分類第12回改定(製造業)中分類項目新旧対応表



※ 工業統計調査用商品分類の改定を含む